

**令和２年度 吹田市立留守家庭児童育成室の運営に関する
チェックシート（二次評価）**

育成室名： 千里たけみ育成室

二次評価： 令和 ４年 ３月

評価者： 吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室

評価点の判定基準については、別表のとおり。

NO	評価規準	評価点
1	【重要項目】児童との関係づくりについて	
(1)	児童の人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重した運営が行われているか。	3
(2)	指導員は児童と積極的に関わり、児童との関係づくりに努めているか。	3
(3)	指導員は児童との信頼関係構築のために、常に児童と真摯に向き合い、状況に合わせた対応をとることができているか。	3
2	保育内容について	
(1)	児童の健康状態を日常的に把握し、異常が認められる場合は、保護者への連絡など適宜必要な対応を行っているか。	3
(2)	集団生活を通して、豊かな情操と健やかな心身の調和を図り、自主性や社会性を培うような取り組みを行っているか。	2
(3)	出欠簿等により児童の出席を正確に把握しているか。	3
(4)	児童の欠席の理由が不明な場合は、学校及び保護者に確認するとともに、市に報告のうえ適切に対処しているか。	3
(5)	鬼ごっこ、ドッジボール、大縄跳びなどの集団遊びが適切に行われているか。	3
(6)	けん玉、コマ回しなどの伝承遊びが適切に行われているか。	2
(7)	自由遊び、集団遊び、学習の時間等をバランスよく配分しているか。	2
(8)	指導員は児童虐待について、疑わしいケースも含めて早期発見のために、児童の様子に気を配ることができているか。	3
3	運営体制について	
(1)	「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び仕様書に基づく指導員配置が行われているか。	3

NO	評価規準	評価点
(2)	主任指導員は指導員全体を統括するとともに、保護者との円滑な連絡調整を図り、市との連絡や学校等との窓口として対応しているか。	3
(3)	研修を受講する等、留守家庭児童育成室指導員としての資質やスキルの向上に努めているか。	3
(4)	児童が怪我をした場合の応急処置や医療機関への連絡・搬送体制について、医療機関の一覧表を作成している等の備えができていないか。	3
4 育成室環境について		
(1)	児童の安全確保のために、育成室内外を点検し、危険と認められる物や破損・劣化した施設・設備について、排除または市に報告を行い、適切な対応を求めているか。	2
(2)	児童の使用する設備や食器について、こまめに掃除をする等、衛生環境に対する配慮がなされているか。	3
(3)	荷物の置き過ぎ等に注意し、児童が生活する空間が確保されているか。	3
5 おやつ提供について		
(1)	保護者の意見に十分配慮して、おやつが提供されているか。	3
(2)	おやつの内容については、児童の健康を考慮し、栄養のバランス等に十分配慮がなされているか。	2
(3)	アレルギーを有する児童に対しては、保護者との綿密な打合せを行い、アレルギーの一覧表を作る等、誤食等が起こらないような取り組みがなされているか。	3
(4)	おやつ代を児童の保護者から過不足のないように徴収及び清算し、購入、準備することができているか。	2
6 学習活動について		
(1)	宿題等の学習の取り組みの際は、取り組みのためのスペースの確保がなされており、学習活動を促すようなものとなっているか。	3

NO	評価規準	評価点
	(2) 夏休み等の学校の長期休業期間には、一斉学習の時間帯を設けているか。	3
7 保護者・学校との連携について		
(1)	運動会等の学校行事や時間割等の把握を行い、児童の学校から育成室への移行に支障が起きないように、学校と連携が図られているか（特に支援学校に通学する児童に関して）。	2
(2)	学校教職員と児童の日常の様子等の情報交換を行っているか。	3
(3)	連絡帳を用いて保護者との連絡調整が行われているか。また、必要に応じて電話等により、詳細な説明に努めているか。	3
(4)	児童の事故等が発生したときは、医療機関への搬送等、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容を速やかに市及び保護者に連絡するとともに、必要に応じて学校にも連絡が行われているか。	3
(5)	児童虐待について、疑わしいケースを含め見受けられた場合は、速やかに市や学校に連絡し連携を図る等の対策がとられているか。	3
(6)	児童の活動の様子を保護者に伝えるとともに、保護者からの意見を聴く場として、全保護者を対象にした学級懇談会を各学期1回以上開催しているか。	3
(7)	保護者同士が親睦を深めることができるような親子参加型行事の実施に努めているか。	2
8 配慮を要する児童（障がいをもつ児童）の保育について		
(1)	配慮を要する児童については、対象となる児童の症例や発達段階に応じた適切な人員配置がなされているか。	2
(2)	対象となる児童の気持ちに寄り添った保育が行われているか。	3
(3)	市が提供する療育施設の職員等による助言を参考にしながら、当該児童に対する保育が行われているか。	3
9 法人独自の取り組みについて		
(1)	児童の健全育成のために、独自の取り組みを行っているか。	2

NO	評価規準	評価点
10 法人の経営状況について		
(1)	継続的に育成室の運営業務の委託を受けることができるような経営がなされているか。	2
(2)	指導員の人件費に対して、適切な委託料の割り当てを行い、指導員が継続して勤務することの配慮がなされているか。	3
11 留守家庭児童育成室運営全般について		
(1)	放課後児童健全育成事業の内容・目的を十分理解しているか。	3
(2)	安全マニュアルを作成し、事故防止に努めているか。	3
(3)	定期的に避難訓練を実施しているか。	3
(4)	書類を鍵付きのロッカーに保管する等、個人情報の保護に努めているか。	3
(5)	太陽の広場事業（国名称は「放課後子供教室」）との連携に努めているか。	3
(6)	業務の運営において保護者から苦情等を受けた場合は、誠意を持って適切な対応に努め、解決が図られているか。	3
(7)	苦情に関して、対応状況を適宜、市に報告しているか。特に、児童の人権に関するものなど、深刻な事案については、速やかに報告しているか。	3
(8)	各種書類の作成、提出、保存が適切に行われているか。	2
合計判定点		123/135

その他特記事項

別表

チェック項目 1 から 9 及び 11 について
3 点…仕様書に沿って運営が進められており、その内容は、児童の健全育成に対して、十分に効果が期待できる。 2 点…仕様書に沿って運営が進められており、その内容は、児童の健全育成に対して、効果は期待できる。 1 点…仕様書に沿った運営ではあるが、その内容は児童の健全育成に対して、効果は期待できない。 0 点…仕様書から逸脱して運営が行われており、その内容は児童の健全育成に対して、むしろマイナスである。
チェック項目 10 について
3 点…法人の経営内容は健全であり、指導員の処遇に対する配慮もなされている。 2 点…法人の経営内容、もしくは指導員の処遇のどちらかに多少の問題が認められるが、大きな問題ではない。 1 点…法人の経営内容、もしくは指導員の処遇のどちらかに、改善を求めるような問題がある。 0 点…法人の経営内容、指導員の処遇のどちらにも改善を求めるような問題がある。